

令和5年10月16日

陸上自衛隊東北方面隊の駐屯地等における自動販売機の設置及び経営に関する
決定業者について

防衛省陸上自衛隊
東北方面総監部人事部
厚生課長 加藤 憲 司

標記について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 自動販売機の設置及び経営の業者及び各業者の設置台数
別紙第1のとおり（細部設置場所については、業者ごと別途通知する。）。
- 2 業務期間（国有財産使用許可期間）
令和6年4月1日から令和11年3月31日
- 3 駐屯地主催説明会
 - (1) 説明事項
 - ア 各駐屯地等における自動販売機の設置場所
 - イ 国有財産使用申請の要領
 - ウ 各駐屯地の入出門に関する手続等
 - (2) 日時、場所及び調整先
別紙第2のとおり。
 - (3) 注意事項
自動販売機の設置及び経営の業者は、該当する駐屯地主催説明会に参加するものとする。この際、六ヶ所対空射撃場に自動販売機を設置する業者は八戸駐屯地主催説明会、白河布引山演習場に自動販売機を設置する業者は郡山駐屯地主催説明会に参加するものとする。
細部は、各駐屯地業務隊厚生科との調整による。
- 4 国有財産使用申請等手続
 - (1) 提出書類
 - ア 国有財産使用許可申請書（各駐屯地業務隊から配布）
 - イ 誓約書（各駐屯地業務隊から配布）
 - ウ 役員名簿（各駐屯地業務隊から配布）
 - エ 設置する自動販売機の機種等（設置場所を記入したもの。募集要領別紙第6）
 - オ 設置する自動販売機及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等
 - (2) 提出先
自動販売機を設置する陸上自衛隊駐屯地等を担任する駐屯地業務隊厚生科
 - (3) 提出期限
令和5年11月2日（木）午後4時（必着）